

鳥取縣公報

告示

◇鳥取縣告示第二号

助産婦名簿に次の者を登録した。

昭和二十四年一月七日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

本籍地 東伯郡倉人村大字野方七二番地

現住所 岩美郡宇倍野村大字奥谷四七七番地ノ一 国立鳥取病院

昭和二十三年十二月二十七日第一、三二八号

本 庄 千代子

明治四十一年九月二十日生

本籍地 東伯郡社村大字和田七九二番地

現住所及開業地 右に同じ

昭和二十三年十二月二十九日第一、三二九号

佐々木 喜美枝

昭和二十四年一月七日 金 日
第千九百七十四号

大正十四年二月二十四日生

本籍地 氣高郡末恒村大字伏野一、〇二七番地ノ二

現住所及開業地 右に同じ

昭和二十三年十二月二十七日第一、三二〇号

竹 本 治 榮

本籍地 氣高郡大郷村大字隔井三五八番地

現住所 鳥取市東品治町一三五番地 田中漢方

昭和二十三年十二月二十七日第一、三二一号

前 田 善 子

昭和二年七月二十日生

◇鳥取縣告示第三号

次の河川敷地はその公用を廃止する。

昭和二十四年一月七日

本報ノ大十ノ四ノ四ノ一ノ一ノ一

昭和二十三年十二月二十九日第一、三二九号
昭和二十三年十二月二十九日第一、三二九号
昭和二十三年十二月二十九日第一、三二九号

00597

32200

鳥取縣知事 函 尾 愛 治
河 川 の 一 区 域 面 積

法勝寺 鳥取縣西伯郡法勝寺村大字鴨部
左岸 宇戸橋一、四六八番地先 二、九四二
宇下下、五三〇番地先 坪

同 自同天津村大字福成字ケズ池
一、一一一番地先 七六九
五同 一、一一九番地先

同 自同 境字畑中河原四三二番地先 六、三七六
五同 宇大良田一、三四六番地先

鳥取縣告示第四号

市街地建築物法施行細則第二十七條の規定により次のよ
うに仮設建築物の建築を許可した。

昭和二十四年一月七日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

一、建築主の住所 鳥取市吉方四三〇
氏名 仲 山 春 子

一、建築物の位置 鳥取市吉方四三〇

一、建築物の用途 店舗

一、建築物の構造 木造 杉皮葺 平家建 一棟

一、建築物の規模 建築面積 八、九六平方米
突出する部分 六、八六平方米

一、許可条件

一、この建築物の存続期間は都市計画事業実施迄とす
ること。

一、前号の事業実施の場合は事業者の指定する期間内
に無償にてこの建築物を除却すること。

一、この建築物を他人へ譲渡したる場合は十日以内に
届出ること。

一、知事が必要ありと認めるときは、この許可条件の
條項を増減若しくは変更することができる。

一、この建築物の譲渡を受けたる者も前各号に定め
たる事項を守る義務を負うこと。

鳥取縣告示第五号

市街地建築物法施行細則第二十五條の規定により次のよ
うに仮設建築物の建築を許可した。

昭和二十四年一月七日

00598

32200

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

一、建築主の住所 米子市道笑町四丁目三三三
氏名 鉄 岡 実

一、建築物の位置 米子市朝日町三〇番地

一、建築物の用途 住宅

一、建築物の構造 木造 瓦葺 二階立 一棟

一、建築物の規模 建築面積 一五、六平方米
突出する部分 一三、一平方米

一、許可条件

一、この建築物の存続期間は都市計画事業実施迄とす
ること。

一、前号の事業実施の場合は事業者の指定する期間内
に無償にてこの建築物を除却すること。

一、この建築物を他人へ譲渡したる場合は十日以内に
届出ること。

一、知事が必要ありと認めるときは、この許可条件の
條項を増減若しくは変更することができる。

一、この建築物の譲渡を受けたる者も前各号に定め
たる事項を守る義務を負うこと。

鳥取縣告示第六号

市街地建築物法施行細則第二十五條の規定により次のよ
うに仮設建築物の建築を許可した。

昭和二十四年一月七日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

一、建築主の住所 東伯郡八橋町大字八橋三一四
氏名 小 坂 元 春

一、建築物の位置 東伯郡倉吉町大字東仲町二六〇三番地

一、建築物の用途 店舗

一、建築物の構造 木造 瓦葺 平家建 一棟

一、建築物の規模 建築面積 二四、八五平方米
突出する部分 四、九五平方米

一、許可条件

一、この建築物の存続期間は都市計画事業実施迄とす
ること。

一、前号の事業実施の場合は事業者の指定する期間内
に無償にてこの建築物を除却すること。

一、この建築物を他人へ譲渡したる場合は十日以内に

教育委員會告示

鳥取縣教育委員會告示第二号
昭和二十三年十二月十八日を以て次の分校を廃止した。
昭和二十一年一月七日
鳥取縣教育委員會

八頭郡佐治第三小学校尾際分校

鳥取縣教育委員會告示第二号
昭和二十三年十二月十八日を以て次のように小学校を設置した。
昭和二十一年一月七日
鳥取縣教育委員會

八頭郡佐治村立佐治第四小学校
所在地 八頭郡佐治村大字尾際字落合 六九三番地 六九四番地

届出ること。
一、知事が必要ありと認めるときは、この許可条件の條項を増減若しくは変更することができる。
二、この建築物の譲渡を受けたる者も前各号に定めたる事項を守る義務を負ふこと。

鳥取縣告示第七号

鳥取縣における木材の販売價格の統制額は、昭和二十三年十月十一日物價庁告示第五号木材の販売價格の統制額に地方稅法及び鳥取縣稅賦課徵收條例の規定による木材引取稅素材一石当り十八円(縣稅 十二円)を加算した額とする。
昭和二十三年九月十日鳥取縣告示第四百二十九号(鳥取縣に於ける木材の販売價格の統制額指定の件)は、これを廢止する。
昭和二十四年一月七日
鳥取縣知事 西 尾 愛 治

00600

公告

資格審査結果公告第四二号

(自昭和二十三年十二月十六日
至昭和二十三年十二月三十一日)

昭和二十四年一月七日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

一、この表は、公職に関する就職禁止、退職等に関する勅令(昭和二十二年勅令第一号)、市町村長の立候補禁止に関する件(昭和二十二年勅令第三号)、昭和二十二年勅令第一号施行に関する件(昭和二十二年勅令第六十二号の内務省令第一号)及び昭和二十三年政令第六十二号の規定により鳥取縣知事が行った資格審査の結果である。
二、この表は、最も廣く公表するものである。市町村役場はこの公報を受けたならば直ちにこれを掲示しなければならぬ。この掲示は少くとも一月間繼續し、次回の新公報を受け取つたときはこれと取り換えを取り換えた公報はこれを破棄することなく、公衆の参照に供し得るように、市町村役場に漏れて保存するもので

ある。
三、この表に掲載された者であつて、資格審査の終了した者の調査表は鳥取縣庁に保管し、これを公衆の調査に供する。
何人でも要求すれば前項の調査表を自由に閲覧することが出来る。
四、資格審査の結果は次の通りである。
資格審査人員 一一〇名
非該当決定者 一一〇名
審査を受けた公職及びその氏名

選挙管理委員會

- | | | | |
|------|-------|-------|-------|
| 鳥取市 | 岡垣 傳軍 | 伊藤 菊新 | 米沢 安吉 |
| 天津村 | 田子 守良 | 種 精 | |
| 所子村 | 坂田 清 | | |
| 境町 | 植田 正治 | | |
| 小鷺河村 | 遠藤 嘉市 | 前田 竹治 | 岡田 廣藏 |
| 成美村 | 山本 照治 | 小林 幸一 | |
| | 山川 清子 | 木村 清 | 山川 榮 |

10000

00220

00599

00607

藤川七五三二

○選挙管理委員会書記 鳥取市 竹中 礼一

○農地委員会書記 佐治村 長谷 奏一

○町村普通公職者

倉吉町 矢田 恒政

所子村 龜山 操

鳥取市 村山 賢治

田原 幸次

寺西 富雄

吉川 忠孝

沢 正義

中河 操

中河 稔

○麻任命予定者

木谷 泰

岡本 秀夫

堀 定近

千谷 進

天野 守

○水利組合役職員

黒川 虎治

油本 太一

宮地 梅次

福田 辰藏

福光 財吉

米原 富重

田辺 治男

米原 兼藏

山口 初藏

山本 久雄

平田 以佐保

小沢 嘉重

高橋 壽雄

塚田 稷

秋久兼三郎

谷沢 虎治

井中長太郎

南場 正義

河野 隆義

松本 菊治

遠藤 永藏

妹尾忠太郎

内田邦太郎

福井政太郎

森田新太郎

田中 郡治

中嶋 春雄

金沢忠次郎

高橋 政春

船越 津

宮地 龍三

前田榮次郎

武信 利治

河野 作造

山崎 盈延

松本周一郎

香田 武重

大津 專治

牧田 松藏

永井 侃

松本 岩松

中根庄次郎

勝部 熊市

船寄 辰雄

三谷 隆次

堀 定太郎

00602

00200

○農、漁組合公職者

浦富町 中島 一雄

小鹿村 竹部 永壽

山本 義朝

夜見村 矢倉 高雄

○商工会議所公職者

三原 康藏

花房由次郎

大西 清博

熊田 稔一

朝倉 延藏

佐々木章男

杉森 明

岩山 一朗

岩崎 誠

北村 忠義

村上 剛延

竹本 芳男

竹中 礼一

長谷 奏一

油谷 勝一

田原 武雄

佐々木健藏

岩田 武久

中川 正

村上喜代治

仲山 德保

外園 正純

清水 臨藏

田中 信夫

加藤 智男

谷口壽太郎

遠藤藤五郎

河越光太郎

松本 正直

木村 一男

三原 康藏

花房由次郎

大西 清博

熊田 稔一